

公益財団法人日本環境協会 こどもエコクラブ賛助会員規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公益財団法人日本環境協会（以下「協会」という）が運営するこどもエコクラブ事業（以下「本事業」という）に係る賛助会員（以下「会員」という）について必要な事項を定めるものです。

(事業の目的)

第2条 本事業は、次代を担う子どもたちのコミュニケーション能力、課題発見・解決能力、多様性を受容できる力、新しい価値を生み出す力など「未来を創る力」を育む活動を支援することにより、持続可能な地域及び社会づくりに貢献することを目的とします。

(会員)

第3条 会員は、本事業の目的に賛同し、積極的に事業を支援する個人とします。

(特典)

第4条 会員は次の特典を受けることができます。

- (1) 子どもたちの活動に係る情報をお送ります。
- (2) 事業に係る行事などの情報をご案内します。
- (3) 事業の web サイトへの会員名を掲載します（会員が希望する場合）。
- (4) 会員からの事業に対する意見や提案等を事業に反映します。

(入会)

第5条 入会を希望する者は、所定の入会申込書をこどもエコクラブ全国事務局（以下「事務局」）に提出していただきます。

2 会員の資格期間は、協会の会計年度である毎年4月1日から翌年3月31日とします。但し、年度途中に入会を申し込んだ者は、賛助会費を納入した月から3月31日までとします。

3 会員は、退会手続きをとらない限り、会員として自動的に更新します。

(会費)

第6条 賛助会費は、1口1万円とします。

2 会員は、会計年度ごとに1口以上の賛助会費を納入していただきます。

3 年度途中で入会した場合は、年度会費を12で除した額に3月までの残りの月数と申込口数を乗じた金額（1,000円未満は切り上げ）を納めるものとします。

(変更事項の届け出)

第7条 会員は、所在地、電話番号、担当者等に変更があったときは、速やかに事務局に届け出てください。

(退会)

第8条 退会される場合は、所定の退会届を事務局に提出してください。

2 年度途中で退会した場合、既に納入した会費は返納いたしません。

(会員資格の喪失)

第9条 事務局は、会員が以下に掲げるいずれかに該当する場合、会員資格を取り消すことがあります。

- (1) 納付期日から3ヵ月を過ぎても会費が納入されなかった場合
- (2) 事業の信用を著しく損なう行為があったと認められる場合
- (3) その他、事業の趣旨に鑑み、会員として不適切であると判断した場合

(個人情報の取り扱い)

第10条 事務局は、会員に関して知り得た個人情報を協会の規則に従って適切に管理し、当該事業に係る以外には用いないが、以下の各号に該当する場合には第三者へ開示、提供できるものとします。

- (1) 当該個人の同意がある場合。
- (2) 裁判所の令状に基づき開示を求められた場合。
- (3) 個人情報の保護に関する法律及びその他の法令に基づく場合。

付則

2013年4月1日 制定施行